

事 務 連 絡  
平成18年 7 月 4 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室

モニタリング検査の強化について  
(ベトナム産ほうれんそう及びその加工品)

平成18年度輸入食品等モニタリング計画については、平成18年3月31日付け食安輸発第0331006号（最終改正：平成18年6月16日付け食安輸発第0616002号）に基づき実施しているところです。

今般、農林水産省が実施している「平成18年度輸入農産物の残留農薬実態調査」において、基準値を超える残留農薬の検出事例があったこと等から、下記の食品については、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、下記の検査項目に係るモニタリング検査の頻度を50%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくお願ひします。

記

1 対象食品

ベトナム産ほうれんそう及びその加工品（簡易な加工に限る。）

2 検査項目

残留農薬

(違反事例)

1. 品 名：冷凍ほうれんそう
2. 生産国：ベトナム
3. 検査結果：ペルメトリン 3.0ppm（基準：2.0ppm）
4. 検 疫 所：川崎検疫所（届出受付番号：第32003908940号1欄）
5. 輸 入 者：株式会社ノースイ

(違反事例)

1. 品 名：冷凍ほうれんそう
2. 生産国：ベトナム
3. 検査結果：クロルピリホス 0.03ppm（基準：0.01ppm）
4. 検 疫 所：福岡港検疫所（届出受付番号：第93003094560号1欄）
5. 輸 入 者：中央食品株式会社